

高齢者虐待の防止のための指針

大潟村地域包括支援センター

(令和6年3月)

この指針は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、職員が統一した意識の下、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方と定義

大潟村地域包括支援センター（以下「事業所」という。）は、利用者の権利擁護の為、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

この指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

（1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（2）介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会について

高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

（1）委員会の委員長は管理者が務める

（2）虐待対応担当者は社会福祉士が務める

（3）委員は地域包括支援センター職員で構成する。

（4）委員会は定期的（年 1 回以上）かつ必要に応じて委員長の招集により開催する。開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合もある。

(5) 委員会の検討事項は次の通りとする。

- ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修内容に関すること
- エ 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること
- オ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、村への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3. 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施する。また、研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

4. 虐待等が発生した場合の対応について

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次の通り対応する。また本指針に基づき虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止担当者（以下「担当者」という。）を置く。

- (1) 職員は自らが虐待を早期に発見できうる立場であることを自覚し、利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
- (2) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けた時は、担当者を中心に大潟村高齢者虐待対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき適切に対応する。
- (3) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合は管理者へ報告する。
- (4) 担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。
- (5) 虐待の事実が確認された場合は、管理者へ報告を行う。情報収集や事実確認を速やかに行う。また関係者の行う事実確認に協力する。
- (6) 事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれて再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて村へ報告する。

5. 成年後見制度の利用支援に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

6. 虐待等に係る苦情解決に関すること

(1) 苦情相談窓口に寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

(3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

7. 指針の公表について

本指針は常時閲覧可能とし、事業所内に備え付けるほか、村のホームページにも掲載する。

8. その他虐待防止の推進のために必要な事項について

(1) 虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

(2) 事業所は、虐待を発見したものが不当な扱いを受けることがないように、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。

付 則

この指針は、令和6年3月1日から施行する